

景観形成重点地区

【景観形成重点地区の景観形成方針共通事項】

- (ア) 建築物や塀の協調建替え誘導や景観形成デザインガイドに基づく修景の推進
 - a 住宅等の新築や改装時における建築物の高さ、形態、色彩等についての自主的な協定づくりの推進
- (イ) 道路空間の整備の推進
 - a 道路舗装の高質化、街路灯・ベンチ・サイン等のデザイン化されたストリート・ファニチャーの設置
 - b 電線類の地中化、迂回化、電柱の美装化の検討
 - c ポケットパーク等のゆとり空間と休息の場の確保
- (ウ) 緑化の推進
 - a 樹木の植栽やうこぎ垣根の奨励
 - b 花いっぱい運動の推進

【景観形成方針】

松が岬公園周辺地区

a 歴史や文化が薫る景観の形成

- | | |
|--------------------|---|
| i 歴史・文化的景観資源の保全・活用 | ・お堀周辺の建築物の景観形成基準に基づく修景の推進 |
| ii 歴史や文化が薫るまちなみの形成 | ・水と緑を活かしたまちなみの形成
・道路整備の推進(石畳舗装、電線類の地中化等) |

b 当該地区の核となる松が岬公園の一層の充実

米沢駅周辺地区

a 本市の玄関口としての景観の形成

- | | |
|---------------------|--|
| i 駅前広場等の充実 | ・ショーウィンドーの充実、店頭照明、店舗改装等による商店街の景観の向上 |
| ii 駅前商業地としてのまちなみの形成 | ・ゆとりの空間を創出するセットバックの推進
・まとまりと統一感のある商店街の形成
・買い物を楽しめる歩行空間の創出
・街路樹等の緑化の推進 |

b 交通拠点としての機能の整備

- | |
|----------------------------|
| i 情報提供機能、市内への誘導機能(サイン等)の充実 |
|----------------------------|

上杉家廟所周辺地区

a 上杉家廟所と調和する周辺景観の整備

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| i 上杉家廟所と調和する周辺建築物の景観の形成 | ・看板等の誘導、規制
・植栽やうこぎ垣根等による緑化の推進 |
| ii 上杉家廟所へ通じる道路の整備 | ・道路舗装の高質化
・電線類の地中化、迂回化、電柱の美装化 |

小野川地区

○温泉地としての風情が色濃く感じられるまちなみづくりを実践しましょう。

- | |
|---|
| ・共同浴場尼湯は、小野川温泉のシンボルです。
この尼湯を中心として、小野川らしい温泉地の風情ある空間づくりを行ないます。 |
|---|

○清潔なまちなみづくりを心がけましょう。

- | |
|--|
| ・まちなみ空間は、みんなのものです。
日用品等を整理し、季節の草花を飾るなど、清潔で心地よいまちなみづくりを行います。 |
|--|

○住民や温泉客がそぞろ歩きができる空間づくりを心がけましょう。

- | |
|------------------------------------|
| ・温泉地に訪れたときのワクワク感を演出するまちなみづくりを行います。 |
|------------------------------------|

【景観形成基準】

松が岬公園周辺地区及び上杉家廟所周辺地区〔①建築等、②建設等〕

区 分		景観形成基準
①建築等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 和風の落ち着いた外観、意匠とすること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。 ・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、周辺との調和に配慮するとともに、可能な限り後退すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
②建設等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀等とすること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。

米沢駅周辺地区〔①建築等、②建設等〕

区 分		景観形成基準
①建築等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 音羽屋をはじめ、駅舎、住之江橋及び一中等、明治・大正時代の雰囲気を感じられる地区の景観特性に配慮すること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 望景観の妨げにならないよう配慮すること。 ・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、周辺との調和に配慮するとともに、可能な限り後退すること。 ・ 店舗等は、快適な歩行空間を確保するため、圧迫感を与えないように外壁をセットバックすること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
②建設等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀等とすること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。

小野川地区〔①建築等、②建設等〕

区 分		景観形成基準
①建築等	形態意匠	・ 和風の落ち着いた外観、意匠とすること。
	色彩	・ 別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 道路に面する壁面は、周辺建物の壁面と揃えるなどして、連続性を確保し、調和を図ること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
②建設等	形態意匠	・ 周囲の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀は設置せず、生垣か板塀とすること。やむを得ずブロック塀等を用いる場合は、景観配慮型の表面加工を施したものか、前面に板を張り板塀風にするなどの加工を施したものとすること。
	色彩	・ 別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 遠方から行為地を望見した場合に、突出した印象とならないよう配慮すること。
	位置	・ 道路に面する工作物は、周辺と壁面を揃えるなどして、連続性を確保し、まちなみと調和を図ること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。

全ての景観形成重点地区〔③開発行為、④土地の形質の変更、⑤物件の堆積〕

区 分		景観形成基準
③開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
④土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
⑤物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

景観形成重点地区における色彩基準

周辺の景観との調和に配慮するとともに、下表内の色彩を用いること。

対 象	色 相		明度	彩度
建築物 の屋根	R系	0.1R ～ 10R	5 以下	4 以下
	YR系	0.1YR ～ 10YR		
	Y系	0.1Y ～ 5Y		
	その他の色相			1 以下
建築物 の外壁 及び 工作物	R系	0.1R ～ 10R	8 以下	4 以下
	YR系	0.1YR ～ 10YR		
	Y系	0.1Y ～ 5Y		
	その他の色相			1 以下

注1 建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で用いる色彩はこの限りでない。

注2 建築物の外壁及び工作物にあっては着色していない木材、石材、土壁等の自然素材により仕上げられている部分の色彩はこの限りでない。

注3 建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。

